

朝霞市規則第 15 号

朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

朝霞市総合福祉センター設置及び管理条例施行規則（平成 12 年朝霞市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 3 条第 7 号」を「第 3 条第 5 号」に改める。

第 3 条第 1 項の表中「第 6 号」を「第 4 号」に改める。

第 4 条の表中「から第 6 号まで」を「及び第 4 号」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 6 号」を「第 4 号」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号中

「 利用するサービス	<input type="checkbox"/> 生活介護に係る事業 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型に係る事業 <input type="checkbox"/> 特定相談支援事業 <input type="checkbox"/> 障害児相談支援事業 <input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 5 号に規定する事業 <input type="checkbox"/> 就労支援に係る事業	」 を
---------------	---	--------

「 利用するサービス	<input type="checkbox"/> 生活介護に係る事業 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型に係る事業 <input type="checkbox"/> 特定相談支援事業 <input type="checkbox"/> 障害児相談支援事業	」 に改める。
---------------	---	------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。